

令和4年11月25日

保護者様

岡山県立邑久高等学校  
校長 萩原 康正

### インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いについて

平素から、本校の教育活動へのご理解とご協力に厚く御礼申し上げます。

さて、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）流行期に治癒証明書の取得のために医療機関を再度受診することによる他の感染症に罹患するリスク及び保護者の負担等を考慮し、治癒証明書の取扱いを以下のとおりといたします。ご協力よろしく申し上げます。

### 記

#### 1 インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いについて

- ・再登校に当たっては、原則として、治癒証明書の学校への提出は不要とし、その代替として、保護者が作成する罹患報告書を学校に提出していただきます。
- ・報告書及び記入例は本校ホームページよりダウンロードが可能です。取得が難しい場合は、保護者の方が学校に取りにきていただければお渡しすることもできます。

#### 2 その他の感染症に係る治癒証明書の取扱いについて

- ・学校保健安全法施行規則第18条に規定するインフルエンザ以外の感染症に係る治癒証明書の取扱いについては従前どおりとし、原則として、学校に提出していただきます。（※新型コロナウイルス感染症に関する出席停止連絡票は別様式です。）